



発行 新潟県
号外 1
 平成24年10月4日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 70 新潟県知事選挙の期日（選挙管理委員会）
- 71 新潟県知事選挙における選挙長及び職務代理者の選任（選挙管理委員会）
- 72 新潟県知事選挙における選挙長事務取扱場所の指定（選挙管理委員会）
- 73 新潟県知事選挙における投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 74 新潟県知事選挙における点字投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 75 新潟県知事選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒のインクの色等の指定（選挙管理委員会）
- 76 新潟県知事選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 77 新潟県知事選挙において確認団体に交付する政治活動用自動車表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 78 新潟県知事選挙において確認団体が掲示する政治活動用ポスター（選挙管理委員会）
- 79 新潟県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 80 新潟県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、新潟県知事の任期満了による選挙を平成24年10月21日に行うことと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第71号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	新潟県三条市田島2丁目15番7号	嵐 嘉 明
選挙長職務代理者	新潟県新潟市西区小新西3丁目8番27号	川 上 克 也

◎新潟県選挙管理委員会告示第72号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

選挙長の事務を取り扱う場所 所在地

新潟県庁行政庁舎 2階 会議室201 新潟県新潟市中央区新光町 4番地 1

(ただし、10月4日午前中とし、10月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎 6階 会議室602とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第45条第2項の規定により、平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における投票用紙(点字用投票用紙を除く。)を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

<p>候補者氏名</p>	<p>平成二十四年十月二十一日執行 新潟県知事選挙投票</p> <p>○ 注意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">印</div>
--------------	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第45条第2項の規定により、平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

候補者氏名 <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 平成二十四年十月二十一日執行 新潟県知事選挙投票 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>○ 注意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">印</p> </div> </div> </div>
---	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第75号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第76号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、個人演説会用表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章、街頭演説用腕章及び選挙事務所標札に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第77号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙において、新潟県選挙管理委員会が確認団体に交付する政治活動用自動車表示板及び政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第78号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙において、確認団体が掲示する政治活動用ポスターには、新潟県選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければならないことと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第79号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 日時 平成24年10月5日 午後5時30分
- 2 場所 新潟県庁行政庁舎12階 会議室1201

◎新潟県選挙管理委員会告示第80号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 日時 平成24年10月4日 午後5時30分
- 2 場所 新潟県庁行政庁舎12階 会議室1201